

力の抜本的強化は、速やかに実現していく必要がある。具体的には、本戦略策定から5年後の2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、おおむね10年後までに、より早期かつ遠方で我が国への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。さらに、今後5年間の最優先課題として、現有装備品の最大限の有効活用と、将来の自衛隊の中核となる能力の強化に取り組む。

上記の自衛隊の体制整備や防衛に関する施策は、かつてない規模と内容を伴うものである。また、防衛力の抜本的強化は、一時的な支出増では対応できず、一定の支出水準を保つ必要がある。そのため、これら施策は、本戦略を踏まえ、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に基づき実現するとともに、その財源についてしっかりした措置を講じ、これを安定的に確保していく。

→このように、必要とされる防衛力の内容を積み上げた上で、同盟国・同志国等との連携を踏まえ、国際比較のための指標も考慮し、我が国自身の判断として、2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%に達するよう、所要の措置を講ずる。

#### イ 総合的な防衛体制の強化との連携等

我が国の防衛上の課題に対応する上で、防衛力の抜本的強化がその中核となる。しかし、安全保障の対象・分野が多岐にわたるため、防衛力のみならず、外交力・経済力を含む総合的な国力を活用し、我が国の防衛に当たる。このような考え方の下、防衛力の抜本的強化を補完し、それと不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力の四つの分野における取組を関係省庁の枠組みの下で推進し、総合的な防衛体制を強化する。

これに加え、地方公共団体を含む政府内外の組織との連携を進め、国全体の防衛体制を強化する。

#### ウ いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤の強化

我が国の防衛生産・技術基盤は、自国での防衛装備品の研究開発・生産・調達の安定的な確保等のために不可欠な基盤である。したがって、我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのものと位置付けられるものであることから、その強化は必要不可欠である。具体的には、力強く持続可能な防衛産業を構築するために、事業の魅力化を

令和5年3月  
防衛省

資料要求について

下記の通り提出致します。

記

提出資料：「インフルエンサー接觸計画に関する記事の事実関係に対する見解について」に対する回答

(回答)

- 防衛省においては、様々な機会を捉え、平素より有識者の方々などに対し、防衛省の取組などについて説明を行っております。
- 一方で、ご指摘の令和3年9月の朝日新聞で報道されたような「芸能人、ユーチューバーなどのインフルエンサー」をターゲットとした説明は行っておりません。

(以上)

2

出典：防衛省 提出資料「インフルエンサー接觸計画に関する  
記事の事実関係に対する見解について」に対する回答 令和5年3月  
令和5年3月17日 参議院外交防衛委員会 立憲民主・社民 小西洋之

### 3 政治的公平の解釈について（政府統一見解）

放送法第4条第1項において、放送事業者は、放送番組の編集に当たつて、「政治的に公平であること」や「報道は事実をまげないですること」や「意見が対立している問題についてでは、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」等を確保しなければならないとしている。

この「政治的に公平であること」の解釈は、従来から、「政治的問題を取り扱う放送番組の編集に当たっては、不偏不党の立場から特定の政治的見解に偏ることなく、番組全体としてのバランスのとれたものであること」としており、その適合性の判断に当たっては、一つの番組ではなく、放送事業者の「番組全体を見て判断する」としてきただものである。この従来からの解釈については、何ら変更はない。

その際、「番組全体」を見て判断するととも、「番組全体」は「一つ一つの番組の集合体」であり、一つ一つの番組を見て、全体を判断することは当然のことである。

総務大臣の見解は、一つの番組のみでも、例えば、

- ① 選舉期間中又はそれに近接する期間において、殊更に特定の候補者や候補予定者のみを相当の時間にわたり取り上げる特別番組を放送した場合のよ

- ② 国論を二分するような政治課題について、放送事業者が、一方の政治的見解を取り上げず、殊更に、他の政治的見解のみを取り上げて、それを支持する内容を相当の時間にわたり繰り返す番組を放送した場合のように、当該放送事業者の番組編集が不偏不党の立場から明らかに逸脱していると認められる場合

といった極端な場合においては、一般論として「政治的に公平であること」を確保しているとは認められないとの考え方を示し、その旨、回答したところである。

これは、「番組全体を見て判断する」というこれまでの解釈を補充的に説明し、より明確にしたもの。なお、放送番組は放送事業者が自らの責任において編集するものであり、放送事業者が、自主的に、法律的に放送法を遵守していただくものと理解している。

以上

目 次

- 4
- ①参議院選信委員会(昭和39年4月28日)  
富川電波監理局長答弁 ..... 2
- ②衆議院総務委員会(平成16年6月3日)  
麻生総務大臣答弁 ..... 9
- ③参議院総務委員会(平成19年12月20日)  
増田総務大臣答弁他 ..... 10

政治的公平性等に関する  
これまでの国会答弁について

※公労協のストライキの2日前にTBSでプロ野球中継が放送されたことを契機とする質疑  
午後8時から8時15分まで池田総理の機組が放送されたことを

○横川正市君（社会党）　局長に、非常に抽象的な聞き方でありますけれども、いろいろめんどくさい、しかも、基本的な制約規定がありまして、それに民主主義のたてまえ等が加わったために、電波法とか放送法とか、それに付随する諸規定というのには、いわば非常に常識的な言語が羅列されてきめられているわけですが、その反面、非常に重要な問題が含められているといふに私どもは考えております。  
そこで、この条文上の問題からいようと、放送法の四十四条の各項にわたつての解釈をどうううに解釈をされているのか。これが立法された当時の速記録でも読むと明確になるんですね。が、それが手元にありませんので、法律に従つて業務をとられております局長からお聞きをいたしたいと思ひます。第一は、第二号の「政治的に公平であること。」といふことは、これは一体どういう内容なのか。それから第二は、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」とあるけれども、これは一体どういう内容なのか。これは主観的なものではなしに、立法の精神からひとつ御説明をいただきたいと思います。

○政府委員（宮川岸雄君　郵政省電波監理局長）　ただいまの御質問の御趣旨は、この四十四条第三項のことだと思います。が、「政治的に公平であること。」及び「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から」云々といふことの御質問だと思いますが、前段にございました「協会は、国内放送の放送番組の編集に当つては、左の各号の定めどおりまして、前段後段、全部含めましての考え方でなければならない」と、こういうふうになつておりまします。したがいまして、御質問の御趣旨と若干あるいは取り違つているかも知れませんけれども、この書いてございまます三項の全体の問題につきましては、電波監理の事務当局どいたい事は、協会が放送を行なう場合における放送番組の編集でござりますので、ある期間全体を質く放送番組の考え方のあらわれ、そういう

うようなものの中におきまして、それが政治的に非常に片寄った意見が常に一方的に相当長期間にわたつて出る、あるいは意見の対立している問題について、片方からだけの角度からその論点を常に取り上げて、片方だけの意見を常に言つているというようなことが出てきた場合におきまして、この第三項といふものの法律に違反することになります、こういうような考え方をとつてゐるのでございます。

○横川正市君（社会党）　放送局の開設の根本的基準というものが放送法の前段にきめられておりわけですが、それの三条の四号には、それぞれ分けられて、「公安及び善良な風俗を害しないこと。」、第二に、「政治的に公平であること。」、第三に、「報道は、事實をまげないですること。」、第四は、「意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」、特別な事業計画によるものを除き、放送全體が調和がとれていくこと。こういうふうに、放送局の開設の根本的基準といいうものがきめられているわけです。それを当然生かして、放送法が四十四条三項にうたわれているものは、私は、いま言われたように、非常に何といいますか、精神として言いあらわす点では、もう少し的確なことばが使われていいものなのではないか。もちろん、運用とか、あるいは監督とかいうようなものになりますと、他の憲法というような基本法に抵触いたしましますから、これは非常にあいまいにならぬわけですけれども、そういう放送局の開設の根本的基準といいうようなものについては、もっと監理局が的確な、しかも明快な一つの考え方といいうものを持つているのが妥当なんじゃないかといいうように私は思うのですけれども、その点どうですか、もう一回お答えいただきたいと思います。

○政府委員（宮川岸雄君　郵政省電波監理局長）　公安及び善良な風俗を害しないとか、政治的に公平である、こういうような、あるいは、意見が対立している云々といふことにつきましての、個々の番組に対する判断といいうものは非常にむずかしい問題でございまして、人によつては、この程度が公平であるが、人によつては、多少これは公平を欠いていいとするというような判断が、人によつて相當違うものでありますからと考えるわけでございます。したがいまして、先ほどの御説明をもう少しふえんとしていただくなれば、ある一つの番組が、極端な場合を除きまして、これが直ちに公安及び善良な風俗を害する、あるいは、これが政治的に不公平なんである、こういうことを判断する——一つの事例につきましてこれを判断するということは、相當慎重にやらなければも

ちろんいけませんし、また、慎重にやりましても、一つのものにつきまして、客観的に正しいという結論を与えることはなかなかむずかしい問題であろうと思うのであります。そういうようなことからと、もう一つ、番組の内容についてのいろいろな自由といふことを別に考えなければならぬ問題がござります。また、個々の番組につきまして、一々これを判断をして、常にテレビ番組あるいは放送番組の内容を見ていくといふことが伴わなければ、実際的にはこういうことはできないわけであります。そういうのは、先ほど私お答えいたしましたような潔において考えていかねばならない、こんなふうに考えております。

○横川正市君（社会党） 非常に抽象的なあれですから、的確に答弁を求めることはむずかしいならば、これは逆に、たとえば民族あたりには、民族連テレビ放送基準といふようなものがつくられておりますが、これは、民族のテレビ放送基準といふものは、十四条三項あるいは五十一条に該当する項目として自主規制を行なうとか、放送法の精神を生かして自主規制を行なうとか、こうするとか、放送法の精神を生かして自主規制を行なうとか、こうの意図で私は、この基準といふことは、逆に言いますと、これは放送法といふ立法精神、いわゆる目的、それが当然判断をされ正當に評価をされた上でなければつくるられるものではないと私は思う。そういう考え方方に立つと、そういうものは、一體、どういうのをお考えになりますか。それともう一つは、四の「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにする」ということは、一体、どういふ具体的な問題を考えておいでですか。ただ立法されたときにこういう、こういうことがあると、しかし、それを表現するのにはこのことばだといふように、毎日集約されたものだと私ども思うのですが、監理局としては、その点どういうふうにお考えですか。

○政府委員（宮川岸雄君 郵政省電波監理局長） 先ほども申し上げましたように、ある一時点、ある一つだけの番組につきまして直ちに判断するというのではなく、連続して一つの意見だけを取り上げて、それを聞いている者として、それがそういう意見しかないといふふうな感じを与えるように、繰り返しそういうことが行なわれる、こういうようなことがあります場合におきましては、これは確かにまあ、できるだけ多くの角度から論点を明らかにしたということに沿っていない、こういう事例になるかと思うので

ございます。政治的に公平であることが申されるのではなかろうかと思ひます。

○横川正市君（社会党） 何というか、しっかりとしたものは、局長は出さないほうが、これが妥当な法文解釈だとお考えになつているのですか。この文書は明確なんですよ。「政治的に公平であること」とあるのだけれども、それじゃ、政治的に公平でないといふのは、一体どういうことなのか。これを的確に、たとえばこういう事例です、こういう事例ですといふやつをお聞きしているわけですよ。そうでなしに、あなたのがいま答えているのは、どうも、たとえば聴視率一〇〇のうちの六〇%が、あそここの局が政治的に偏向だといふことが何回か重ならぬないと、行なつた行為というものが政治的偏向にならない、こういうふうな答弁に聞こえるわけですが、私は、そりやなくて、一つの放送が放送されたときに、その放送は、たとえば、聞いていた者が主観で判断をして、あれは政治的偏向だと、こういうふうに指摘をされても、それはやはり政治的偏向の問題といふのはあり得ると思うのです。多數が政治的偏向だと言わねなくとも、あれは政治的な偏向だ、あるいは公平を欠いておる、こういうふうに、あれは思われる者があるから、公平を欠いてはならぬと、こういった条文がつくらされているわけです。だから、運用するあなたのはうでは、政治的にそれじや公平でないといふことは、どういうことは、どういうことだとお考えになつておられますかと、こう私は聞いておるわけです。

○政府委員（宮川岸雄君 郵政省電波監理局長） ある政治的な政党なら政党の主張というものが、ある時間放送された。そのとき放送局のほうとして、きょうはこの時間にこういう方のこういう意見を發表してもらいたいと、こういうことによつてそのある一つの政治的な見解がそこで述べられる。それだけでは、政治的に公平を欠いたとは言えないと思います。その次の段階におきましては、きょうはほかのB政党のこういう意見を放送番組にのせますと、こういうふうなことで、やはりそれが両政党の意見が国民に見るチャンスがあると、まあこういうことであろうと思いま

す。それからまた、もちろん、一つ一つの内容につきまして、Aの政党の意見はこうである、Bの政党の意見はこうであるというような形の解説が行なわれるような場合、これはもちろん、当然に政治的に公平であると、こういう考え方方に立つてよろしいかと思つております。

○横川正市君（社会党） 具体的な問題でないに、抽象論をやつておつても問題ですか、具体的な問題に入りたいと思いませんが、四月の十五日という日は、一般世論の中に中心的な問題として出ておったのは、これは二日の後に迫った四・一七の公労協のストライキ、あるいはこれと関連する民間の労働組合のストライキ紛争の未解決の中から出てきたそういう結果が目前に迫っている時期でありますから、私は、問題は、その当時非常にこれは政治的であり社会的な問題として第一にクローズアップをされておった問題だと、こう判断をいたしております。ですから、四月の十五日という日は、いわゆる周囲の情勢から判断をいたしますと、公労協の紛争を解決する二日前ということで、きわめて中心的な問題を持つておった日だと、こういうときに私は判断をするわけですが、そういうときに池田総理大臣が、これはTBSですか、東京放送のテレビを通過して國民に訴えるという放送を行なつておるわけです。この放送が行なわれた時間は、八時からのプロ野球のすでにプレーがかかって試合が開始をされていて、約十五分間にこれを中断をして放送をされているわけです。こういう放送の取り扱い——まあ時期の判断、それから、その放送された内容、これについて私はまず第一に、放送法四十四条の三項に掲げる一二二の各号から考えてみて、遺憾な放送ではなかつたかといふふうに思うわけでありますして、そういう放送が行なわれたといふことに対する、実は私は、放送のたてまえからお聞きをしていわるわけなんです。

○横川正市君（社会党） おざいりますけれども、この場合に私たちは、これは一国の総理としてのお考えを述べられたものと、こういうふうに考えておざいます。なお、先ほども申しましたように、この八時から八時五十分までというものをございまさらば、確かに、池田首相が談話を発表されたわけではございませんで、TBSといったしましては、あるいは太田総評議長であるとか、成田書記長、そういうような方の御意見等も電波にのせる等の配慮をいたしておりますので、この一事をもちまして、四十四条の第三項の四号に直ちに該当するというようには考えないのでございます。

○横川正市君（社会党） いわば歴史的、経過的、時間的に判断をしているのは、これはいわば幾らか社会的にいえれば、ある意味では上といえれば語弊があるかしりませんが、非常に上層の方だからと思う。そうではなくしては、八時から八時十五分というふうに限られた時間に、池田総理の独演的な放送で行なわれたということは、實にこれは、前者がどういう發言をした、あるいは、そのあとで後者がどういう発言をしたという、そういう相互的なことでなしに、一般的に与える影響というものは、これは私は波の持つている性格だと思うのですよ。その波の持つている性格があるから、もちろん、これは事前に検閲をするとかなんとかいふことは非常に問題だけれども、それを行なえないかわりに、私は、電波の業者のいわゆる基準といいうものがきめられているんだと、こう判断しているわけです。だから、きめられたそのもの自体は、非常に何かあいまいだけれども、その持つている文化的な水準といいますか、あるいは社会的な重要さといいますか、道徳的にいえば非常に高い水準というようなものがこの中に入つてているんだと思うのです。そうでなければ、自主規制なんといいうものはできませんからね。

○横川正市君（社会党） その放送の内容は、きわめて一方的な、まあ時期の判断からすれば、ストを前にした、きわめて緊迫した情勢であり、しかも、それは労使間の問題であり、すでに社会問題として相当世にいろいろ論議をされている問題ですから、そういう点からいえば、四月の問題に該当するのではないか、取り扱い方としては、きわめて配慮に欠けた取り扱い方ではないかと、かように考えるわけでありますけれども、まあ事実問題から考へて、富川局長としては、当時をどういうふうにお考へになりますか。事実問題が出たわけですから、ひとつ的是確にお答えいただきたい。

○政府委員（宮川岸雄君 郵政省電波監理局長） 御指摘のように、東京放送におきまして、十五日の晩の八時から八時十五分までの間におきまして池田首相の談話を放送されたことは、そのとおりでござります。で、この池田首相の談話というものが、今回のストライキ、労使間の問題の実用者側の代表という形でお話になつたことになりますと、これは間間が出てまいるかと思う

る立場からすれば、いま瞬間にしている波に対して、これはどんなに悪くても、前にいいことをしていいればそれはいいといふことになりますか。それから、あとからまた別な放送があつて、それが帳消しになるようなことをいえば、その瞬間に放送された波がいいということになりますか。そういうことには私はならぬと思うのですがね、どうでしょうね。

○政府委員（宮川岸雄君 郵政省電波監理局長） 御指摘のように、その場その場におきましての放送の中におきましても、反対する意見というものを常に取り入れるといいうような形をとつていくといふことはやはり望ましいことではあらうかと思ひますけれども、常にそういう形がとり得ない場合もあるうかと思うのでござります。また、この場合におきましては、先ほど申しましたように、首相として、一国の総理としてのお考え方を国民に述べられている、こういうことでございまして、これは必ずしも事務当局の答えるべきことではないかもしませんけれども、この法律に書いてござります「意見が対立している問題」云々といふことよりも、もつと次元の高いことであらうかといふうに解釈してもよかろうかと思つております。

※山形テレビが自民党山形県連の広報番組を5分間流したこと契機とする質疑

○武正委員 個別具体的にこの自民党山形県連が広報番組を八十五分間流したこと、山形テレビの行為、これが放送法に抵触するおそれあり、こういったことで私どもは問題視しているんですが、この個別具体的な自民党山形県連の広報番組を放送したことについて、これについては大臣としてどのようにお考えになられますか。

○麻生国務大臣 これは三条の二の第一項第二号の政治的に公平であることということで、基本的には、不偏不党の立場から、政治的に考えてても偏ることなく、放送番組全体としてのバランスがとれたものであるようにしておかなければぬということだと思っておりますので、政治的に公平であるとの判断は、一つの番組ではなくて、その当該放送事業者の番組全体を見て判断をする必要があるというぐあいに考えております。

したがいまして、これを踏まえまして、総務省としては山形テレビから事実関係というものを、山形テレビとしての考え方を伺っている最中でありますので、現段階でどうかと言われば、総務省としてまだ最終判断をするには至っていないということだと存じます。

※年金問題について野党の国会議員しか出でていない民放のお墨の番  
組を実機とする眞理

○磯崎陽輔君 放送法の方に入りますが、私は、役人のときには有事法制の担当どこののをやつておきました、国民保護法の中に有事局を指定公共機関にするかどうかという問題で、一年間掛けてNHKの皆さんや民放の皆さんと議論論をしましたことがあります。そのときに私も申し上げたのは、言論の自由どこのはととにかく日本の憲法の認められる価値の中でも最も大事なものであります、それを貫くためには報道の自由も私も最大限尊重しなきやならぬ、そしてそのためには報道機関の自由、自律というものも確保しなきやならぬと、こういう話を私もいたしました。

ただ、その中で、報道の自由と報道の機関の自由、いずれも大事でありますけど、ただそれはイコールではないだらうどいう話を私ははさしていただいたわけであります。まあ難しことを言うても、日本には法律があります。きちんとやつぱり法律を守つていただかなければならぬと考えておるわけであります。

放送法第三条の二には、放送番組の編集につけての原則が掲げられております。まず、「公安及び善良な風俗を害しないこと。」「政治的に公平であること。」「報道は事実をまげないですること。」「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」、これをきちんと守つていただかなければならぬと考えておるわけであります。

私は、NHKの放送は基本的には立派な放送であると思いますし、こういう公平性の原則、相程度守られておるど考えております。本來は民放と少し議論をしたいんでありますけど、そういうわけにもいきませんので、今日はNHKに放送事業者の代表としてお伺いするわけですので、そういう趣旨で御答弁をいただければ有り難いと 思います。

まず、今申し上げました放送法第三条の二第一項第二号は「政治的に公平であること。」という政治的な公平性の原則が定められておるわけであります。これが、この原則の意味はどういうことであるのでしょうか。これはちょっと総務省とNHKと両方からお伺いしたいと思います。

○国務大臣（増田寛也君） お答え申し上げますが、ただいま御質問の「政治的に公平であること。」ということですが、これ

は、例えば政治的な問題を取り扱う放送番組ござります。こうした放送番組の編集に当たりましては、不偏不党の立場から、特定の政治的見解に偏ることなく放送番組全体としてのバランスの取れたものであることと、このように私ども解しております。こうした判断でございますが、これは、一つの番組ではなくて当該放送事業者の番組全体を見て判断することが必要かと、このように認識しております。

○参考人（橋本元一君） お答え申し上げます。  
この放送法三条の二どこのことは、まず報道機関の基本中の原則だと考えております。当然ながら、不偏不党、このような考え方方にのつとつて、常に公共放送として、また報道機関として信頼される立場をいつも堅持しておくことが、これは我々の根幹になる考え方でありますし、常にこれに意識をしながら取材、制作に当たる必要があらうというふうに考えております。

○磯崎陽輔君 これは民放であった例なんですが、年金問題についてお墨の番組であつて、私も余りお墨の番組見ないんですが、チャンネルをばつとひねた瞬間に出てきたのが、野党の国会議員が年金問題について御発言をしておるんです。それは悪いんじやないですか。野党の国会議員、あの年金問題で有名な方ですけれど、それを受けてキャスターといののかどうのかも分かりませんけれど、いや先生おっしゃるとおりですぬといいうような言い方を掛け合ひのよう二人でやつていると。どこかに与党の議員がいるかと思つたら、どこにもいないんですね。（発言する者あり）そうなんです。

こういうことは、やはりさつき言いましたように、放送法第三条の二の第二号とかあるいは第四号、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」、これに対して私は問題であったんではないかと思うんですが、これについて総務省、どういう御見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人（小笠原倫明君） 先ほど大臣からも答弁申し上げましたけれども、先生御指摘のいわゆる政治的公平性の確保あるいは多角的論点の確保といったことにつきましては、放送番組全体としてのバランスの取れたものでなければならないという意味と私も解釈しております。

したがいまして、これらの規定に違反しているかどうかといつた判断につきましては、個々の番組について判断されるものでは

なくて、当該放送事業者の放送番組全体を見て判断するものであると解しておるところでございます。  
例えば、当該放送局において、議員がごらんになられた番組以外に年金問題について様々な角度から放送しているかどうかといったことを勘案する必要がございまして、その特定の個別の番組だけを対象に放送法に反しているかどうかについて判断するのは必ずしも適当ではないんではないかと考えている次第でございます。

■第136回国会 衆議院 運信委員会 第8号 平成8年5月22日

○楠田政府委員 先生御指摘の点につきましては、詳細を我々承知していないわけでありますけれども、一般的に言いまして、放送におきまして、政治的公平を図らなければならない、かつ多角的な論点から解説しなければ、意見が分かれるときは両方の意見を出すということがしばしば問題になるわけであります。ただ、これは一つの番組のみではなくて、全体を見て判断するということでございますので、そういう趣旨でこの問題をとらえていく必要はあろうかと思います。

ただ、一般論といったしまして、放送事業者は、政治的な公平の問題あるいは多角的な論点の解説ということを常に心に置きまして、十分注意して放送すべきであろうというふうに考えます。